

第1章 総則

第1条 (登録の適用)

1. この登録は、盛岡ペットワールド専門学校(以下「本校」といいます。)にて行われるトリミング実習・グルーミング実習・しつけトレーニング実習・看護実習のモデル犬に関し適用されます。
2. 登録は初回のみとし、以降1年ごとに自動更新させていただきます。ただし、会員の登録を解除する場合があります。(登録の解除を希望する場合は、本校までご連絡ください。)

第2条 (用語の定義)

1. 「会員登録」とは、本校の実習に参加するための登録をいいます。
2. 「会員」とは、本校と会員登録をしているワンちゃん及び飼主の方をいいます。
3. 「グルーミング実習」には、「グルーミングコース(シャンプーまで)」と「トリミングコース(カットまで)」があり、前者は爪切り、耳掃除、肛門腺しぼり・シャンプー・ブローまでを行うものとし、後者は前者の内容にカットをプラスした作業を行うものとします。

第3条 (登録の変更)

本校は、本校所定の方法により会員に通知し、この登録を変更することができるものとします。

第2章 役務

第4条 (参加対象)

1. 本校の実習については、登録モデル犬すべてが対象であり、どの実習についても参加することが出来るものとします。(本校と会員との事前連絡によります。)
2. 実習参加日については、1週間前を目途に本校より会員に連絡しますが、他の会員の都合により直前に実習参加をお願いする場合があります。
3. 本校の実習では、実習に適した施設・設備・環境のもとモデル犬の安全を考慮し授業を行うこととします。
4. 本校の「トリミングコース」実習については、授業の内容に合わせたカットスタイルを基本とします。ただし、会員からカットスタイルの要望があった場合は、それに対し極力応じるものとします。

第5条 (受け入れ可能時間)

実習に参加するモデル犬の当日の受け入れ可能時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。(上記時間外をご希望の場合はご相談ください)

第6条 (実習のお断り)

実習当日、モデル犬の体温・脈・呼吸の異常や嘔吐・下痢・興奮・緊張などの状態により続行不能となった場合は、お迎えに来ていただくこともあります。

第3章 登録の成立

第7条 (登録の申込み)

会員登録は、本校が以下に定める項目を満たしているワンちゃんに限るものとします。

1. 生後6か月以上、10歳未満の健康なワンちゃん。
2. 「狂犬病予防接種」、「5種以上の混合ワクチン接種」を、1年以内に受けており、証明できるものを提示していること。また、「フィラリア予防」、「ノミ・ダニ予防」を毎年していること。
3. 飼主以外の人間に触られることを拒まず、噛みつく恐れのないワンちゃん。

第8条 (申込みの承諾)

1. 会員登録は、前条に定める申込みに対し、本校がこれを審査の上承諾したときに成立します。(前条の項目をすべて満たしていても、本校の定める理由により会員登録をお断りする場合があります。)

第9条 (登録事項の変更等)

1. 会員は、その氏名、住所、連絡先など本校に届出た内容に変更があった場合は、速やかにその旨を本校に届け出るものとします。
2. 本校は、前項の変更申込みがあった場合は、第8条の規定に準じて取扱いを行うものとします。

第4章 会員の責務

第10条 (会員の義務)

1. 会員登録しているモデル犬が、登録期間中に実習が困難な状況になった場合速やかに本校に連絡することとします。(「他のワンちゃんに感染する可能性がある病気」「継続的な治療が必要である病気」「手術が必要な病気」「不妊手術」「交配・妊娠・出産」など)
2. 原則的に、会員は実習当日モデル犬を実習に間に合うように本校に送り届け、実習が終了次第迎えに来ていただきます。(終了時間は当日のカリキュラムなどにより変更することがありますが、その場合は事前にお知らせいたします)
3. 本校は、会員が止む無き事情により送迎が不可能な場合に限り、送迎を代行することとします。

第5章 実習にかかる費用

第11条 (実習参加費・送迎費)

1. 登録のみの場合は費用は発生しません。年度初回の実習参加の際、実習参加費として1000円頂戴します。2回目以降については年度内は無料となります。また、同じ飼い主の登録犬が2頭以上いる場合は、2頭目以降は500円となります。(この場合の年度とは、当該年度の4月1日から翌年3月31日までをいいます)
2. 年度初回に本校の事情で一旦お預かりしたワンちゃんのシャンプーができなかった場合、実習費は返金します。
3. 第10条3項の規定に準じて、送迎が必要になった場合は1家庭1回につき、片道500円頂戴いたします。

第6章 責任

第12条（責任）

1. ワンちゃんを本校でお預かりしている間に於いて（実習時間外を含む）、天災、事変、不可抗力、又は本校の軽過失により、ワンちゃんが怪我をしたり、具合が悪くなった場合は、速やかに本校の専任獣医師、近隣の動物病院にて治療をいたしますが、本校は、一切その責を負わないものとします。（ワンちゃん同士のトラブル、美容犬具による怪我、トリミングテーブルからの落下、皮膚トラブルなど）
2. 明らかに本校の重過失により、預かっているワンちゃんが怪我をした場合、本校は会員に対し完治にいたる治療を約束するものとし、本校としての誠意以外に現金をもつての損害賠償請求には応じないものとします。
3. 明らかに本校の重過失により、預かっているワンちゃんが死亡した場合、本校は会員に対し該当犬種の市場価格相当額、及び、本校としての誠意をあわせたものを本校の損害賠償の額として、支払うものとします。

第7章 一般条項

第13条（権利の譲渡）

会員が登録しているワンちゃんを第三者に譲渡した場合、第9条に基づく手続きがなされない限りそのモデル犬の会員登録は解除されます。（権利の譲渡は出来ないものとします。）

第14条（秘密保持および個人情報の保護）

本校は、会員登録時に知り得た会員情報については、プライバシー保護の考え方に従い厳重に管理するものとします。

附則

この規約は、2008年4月1日から実施します。

2012年4月1日 一部改定施行。

2015年4月1日 一部改訂施行。